



積立年金保険

(旧名称：積立式団体終身保険)

拠出型企業年金保険 《事務幹事》日本生命

商品内容のご説明

※別冊 P51～54 に記載の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットと合わせてご確認ください。なお、ご加入者（被保険者）は当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をお読みいただいた後も大切に保管してください。

制度内容等の詳細につきましては別冊 P43～44 および P51～56 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

ご加入 対象	退職後 継続	別冊 ページ
本人	×	P43～44 P51～56

意向確認書

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した商品です。

在職中に保険料を払込みいただき、年金または一時金をお受取りになれます。

●財産形成や老後の生活資金確保

当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

☐ 給付内容はニーズに合致していますか。

☐ ご自身が選択された保険料（加入口数）、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

この保険の特徴

- この保険は、団体をご契約者、その所属員等のうち希望される方をご加入者（被保険者）とし、ご加入者（被保険者）の自助努力による財産形成や老後の生活資金確保を支援するための団体年金保険です。
- 在職中に保険料を払込み、保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了時積立金額を原資とした年金をお受取りになれます。年金でのお受取りにかえて、一時金で受取ることもできます。
- ご加入者（被保険者）が保険料払込期間中に脱退された場合はご加入者（被保険者）に脱退一時金をお支払いします。
- また、ご加入者（被保険者）が保険料払込期間中に死亡された場合はご遺族に遺族一時金をお支払いします。

加入(増額)日：2026年5月1日（ただし、半年払（賞与払）の保険料部分の加入（増額）日は2026年7月1日です。）

■保険料

	1口あたりの保険料	最 低	最 高
月払（給与払）	1,000 円	5口＝ 5,000 円	999口＝ 999,000 円
半年払（賞与払）	10,000 円	1口＝ 10,000 円	999口＝9,990,000 円
退職時一時払	10,000 円	10口＝100,000 円	999口＝9,990,000 円

- 保険料はご加入者（被保険者）負担です。 ●月払（給与払）保険料は毎月の給与から控除します。（第1回目は4月給与から）
- 半年払（賞与払）保険料は年2回の賞与から控除します。（第1回目は夏の賞与から）
- 退職時一時払保険料は団体指定の口座に振込みいただけます。 ●半年払（賞与払）・退職時一時払を活用される場合でも、月払（給与払）のご加入が必要です。
- 保険料払込期間満了日：（社員・嘱託）満60歳に達した日とします。
（役員・再雇用嘱託・シニアスタッフ）満70歳に達した日とします。（ただし、再雇用嘱託・シニアスタッフが満70歳に達する前に契約満了を迎えられた場合は契約満了日、役員が満70歳に達する前に退任された場合は退任時までとします。）
- 保険料の増額は保険料払込期間満了日までの期間が1年以上ある方にかけります。

■保険料の減額

- 別表1の事由に該当する場合にかぎり、保険料を減額することができます。保険料の減額のお申込みは募集期間中にかぎり。ただし、月払（給与払）5口・半年払（賞与払）1口を最低残すものとします。

別表1

①災害 ②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。） ③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む。）
⑤結婚（親族の結婚を含む。） ⑥債務の弁済 ⑦その他、ご加入者（被保険者）が保険料の拠出に支障のある場合

■保険料の払込中断

- 上記別表1の事由に該当し、やむを得ない場合にかぎり、保険料のお払込みを中断することができます。（ただし、月払（給与払）保険料のお払込みのみを中断することはできません。なお、月払（給与払）・半年払（賞与払）両方の保険料のお払込みを中断する場合は3年を限度とします。また、半年払（賞与払）保険料のお払込みのみを中断する場合は、期限はありません。）なお、保険料の払込中断期間中に死亡された場合、死亡加算はありません。また、半年払（賞与払）保険料のみの払込中断期間中に死亡された場合、半年払（賞与払）保険料部分の死亡加算はありません。

■保険料積立金の一部受取り（減口）

- 別表2の事由に該当し、やむを得ない場合にかぎり、保険料積立金の一部を受取ること（減口）ができます。なお、保険料積立金の一部受取りは最低30万円以上、1万円単位でお取扱いします。保険料の減額、保険料の払込中断を行っても保険料積立金を受取ることはできません。

別表2

①災害 ②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。） ③住宅の取得
④教育（親族の教育を含む。） ⑤結婚（親族の結婚を含む。） ⑥債務の弁済

■年金の繰延

- ご希望により1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。繰延期間中は、保険料のお払込みや保険料積立金の一部受取り（減口）はお取扱いできません。

■給付額試算表

- 下表は、前提・条件をいって計算した給付額の試算であり、将来の受取額をお約束するものではありません。前提・条件の詳細はく当パンフレットに記載の給付額についてをご確認ください。

月払（給与払）10口 10,000 円、半年払（賞与払）1口 10,000 円加入の場合（保険料払込期間満了年齢：60歳）

積立期間 (年)	払込保険料 累計額 (万円)	積立金額 (脱退一時金額) (約) (円)	10年確定年金 基本年金月額(男女共通) (約) (円)	15年保証期間付終身年金 基本年金月額(男性) (約) (円)	15年保証期間付終身年金 基本年金月額(女性) (約) (円)
1	14	140,400	(1,200)	(500)	(500)
2	28	282,500	(2,400)	(1,100)	(1,000)
3	42	426,000	(3,700)	(1,700)	(1,500)
4	56	571,100	(5,000)	(2,300)	(2,000)
5	70	717,700	(6,200)	(2,900)	(2,500)
6	84	866,000	(7,500)	(3,500)	(3,100)
7	98	1,015,800	(8,900)	(4,100)	(3,600)
8	112	1,167,300	10,200	(4,700)	(4,100)
9	126	1,320,500	11,500	(5,300)	(4,700)
10	140	1,475,200	12,900	(5,900)	(5,200)
11	154	1,631,700	14,300	(6,600)	(5,800)
12	168	1,789,900	15,600	(7,200)	(6,400)
13	182	1,949,800	17,000	(7,900)	(7,000)
14	196	2,111,400	18,500	(8,500)	(7,500)
15	210	2,274,800	19,900	(9,200)	(8,100)
16	224	2,440,100	21,300	(9,900)	(8,700)
17	238	2,607,100	22,800	10,500	(9,300)
18	252	2,775,900	24,300	11,200	(9,900)
19	266	2,946,700	25,800	11,900	10,500
20	280	3,119,300	27,300	12,600	11,200
21	294	3,293,700	28,800	13,300	11,800
22	308	3,470,200	30,400	14,000	12,400
23	322	3,648,600	31,900	14,800	13,100
24	336	3,829,000	33,500	15,500	13,700
25	350	4,011,400	35,100	16,200	14,400
26	364	4,195,700	36,700	17,000	15,000
27	378	4,382,200	38,400	17,800	15,700
28	392	4,570,800	40,000	18,500	16,400
29	406	4,761,300	41,700	19,300	17,000
30	420	4,954,100	43,400	20,100	17,700
35	490	5,950,500	52,100	24,100	21,300
40	560	7,003,500	61,400	28,400	25,100

※保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。

※年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。なお、() 内は参考数値です。

〈当パンフレットに記載の給付額について〉

当パンフレットに記載の給付額は、新規に加入される方の給付額、または保険料を増額される方の増額部分に相当する給付額を試算したものであり、以下の前提およびその他の条件に基づき計算しております。そのため、例えば、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率（予定利率・予定死亡率・予定事業費率等）の変更等により、実際に受取る金額は増減し、また大きく下回る可能性があります。したがって将来の受取額をお約束するものではありません。また、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が生じる場合があり、その期間は変動する可能性がありますので、ご注意ください。

1. 既加入者の実際の給付額については、当パンフレットに記載の給付額と異なります。
なお、当パンフレットに記載の給付額は次の(1)～(5)およびその他の条件に基づいて計算しております。
 - (1) この保険契約全体の加入口数が月払（給与払）8,232口、半年払（賞与払）2,515口を常に維持していることを前提とします。
 - (2) ご加入者（被保険者）全員の保険料が所定の払込期日に入金されたものとして計算しております。
 - (3) 引受保険会社各社の基礎率（予定利率・予定死亡率・予定事業費率等）(2026年5月1日時点（予定）※）、および引受割合（2025年9月4日現在）に基づき計算しております。※計算時点で幹事会社の管理している各社数値
 - (4) この保険契約における2025年2月1日現在の保険料積立金が積立期間の開始にあるものとして計算しております。
 - (5) 記載の金額には、配当金を加味してありません。
2. 今後の金利水準の低下その他の著しい経済変動等により、基礎率（予定利率・予定死亡率・予定事業費率等）については将来変更される場合があります。その結果、年金・一時金の受取金額が減少等の変動をすることがあります。
3. 今後の決算配当率は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては配当金をお受取りにならない場合もあります。
4. 年度＜2026年2月1日～2027年1月31日＞途中・財政決算期間中で脱退された場合、その年度の配当金はお受取りになれません。また、その場合の脱退一時金は給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。
5. 積立金額（脱退一時金額）は、積立期間によっては払込保険料累計額を下回ることがあります。また、この保険契約全体の加入口数、保険料積立金の増減、引受保険会社各社の基礎率（予定利率・予定死亡率・予定事業費率等）の変更等により、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間は変動する可能性がありますので、ご注意ください。
6. 保険料を増額された場合、増額部分の積立期間年月日が起点となります。したがって、積立金額が払込保険料累計額を下回る期間が新たに発生することがあります。
7. 給付額試算表は、2月1日に加入されたことを前提に整数年加入で計算しておりますので、年度途中（5月1日）加入の場合は、上記試算表の額と異なる（下回る）ことがあります。



積立年金保険 (旧名称：積立式団体終身保険)

拠出型企業年金保険 《事務幹事》日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P43～44 および P51～56 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

■保険料払込期間中の給付内容

ご加入者（被保険者）が脱退されたとき

脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者（被保険者）にお支払いします。

ご加入者（被保険者）が死亡されたとき

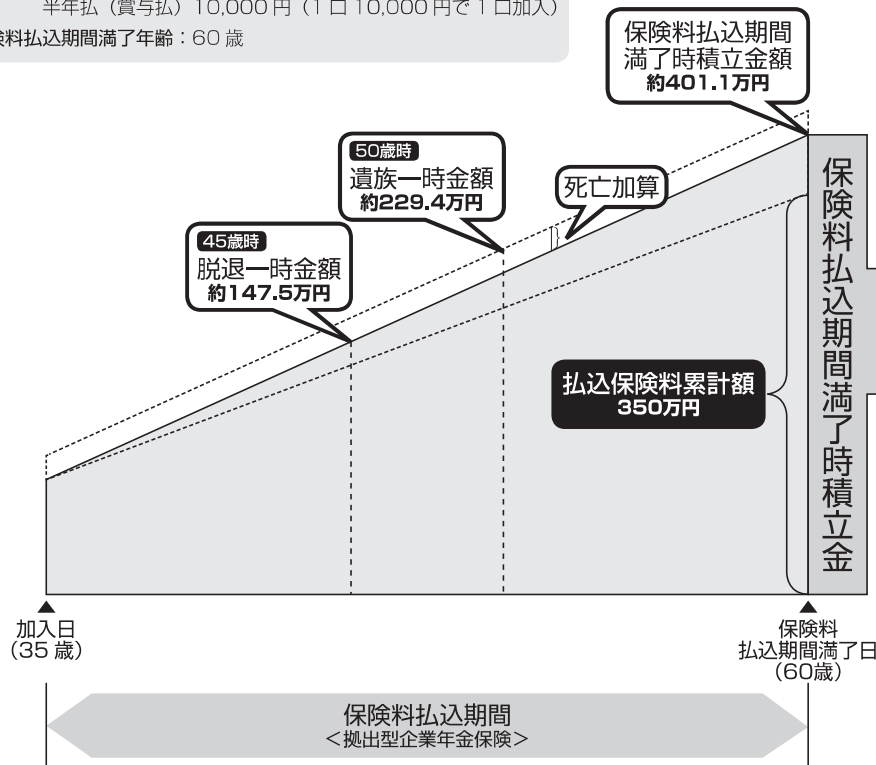
死亡時点の積立金額に月払（給与払）保険料の1倍、半年払（賞与払）保険料の1倍に相当する金額を加算（死亡加算）した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。

新規加入や増額される場合、月払（給与払）保険料部分の死亡加算は5月1日から、半年払（賞与払）保険料部分の死亡加算は7月1日から適用されます。

【しくみ図】

ご加入例

- ご加入年齢：35歳（男性）
- 保険料：月払（給与払）10,000円（1口1,000円で10口加入）
半年払（賞与払）10,000円（1口10,000円で1口加入）
- 保険料払込期間満了年齢：60歳



保険料払込期間満了後の給付内容

I. 年金コース

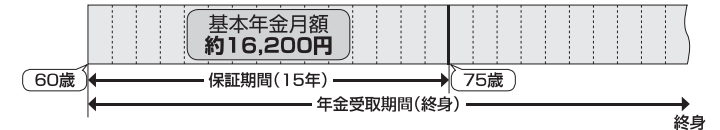
1 10年確定年金 ＜拠出型企業年金保険＞

- 10年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。



2 15年保証期間付終身年金 ＜拠出型企業年金保険＞

- 15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。
保証期間経過後はご加入者（被保険者）が生存されているかぎり年金をお支払いします。



II. 一時金コース

- 上記給付にかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取ることもできます。

一時金額 約401.1万円

※この保険でいう「積立金」とは、払込保険料から保険会社が保険制度を管理・運営するために必要な費用（事業費）等を差引いた純保険料をもとに、将来の給付の原資となる金額を通正な保険数理に基づき計算したものです。

給付額について

- ・しくみ図の給付額は、給付額試算表と同じ条件に基づいて計算しております。
- ・保険料払込期間満了後の給付額は保険料払込期間満了時の積立金額に基づいて計算しております。
- ・実際に受取る金額は記載の金額を大きく下回る可能性があり、将来の受取額をお約束するものではありません。



積立年金保険（旧名称：積立式団体終身保険）

拠出型企業年金保険 《事務幹事》日本生命

制度内容等の詳細につきましては別冊 P43～44 および P51～56 の「ご加入にあたっての留意点」「ご加入者の皆様へ」を必ずご確認ください。

■給付内容

<保険料払込期間満了後の給付内容>

I.年金コース（拠出型企業年金保険）

- 次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者（被保険者）にお支払いします。
※年金月額が1万円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。

10年確定年金、15年保証期間付終身年金

《10年確定年金》

・年金受取期間中

10年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。ご加入者（被保険者）が年金受取期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。年金受取期間中の一時金受取りについては、残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。

《15年保証期間付終身年金》

・保証期間中

15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。ご加入者（被保険者）が保証期間中に死亡された場合には、ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。保証期間中の一時金受取りについては、残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。（終身期間部分の一時金のお取扱いはありません。）

15年の保証期間経過後にご加入者（被保険者）ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。

・保証期間経過後

ご加入者（被保険者）が生存されているかぎり年金をお支払いします。（一時金のお取扱いできません。）

- 年金の開始日は保険料払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回2月、5月、8月、11月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。
※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。
- 加入期間が2年以上かつ満50歳以上満70歳未満で退職した場合も、年金で受取ることができます。
- 年金でのお受取りにかえて保険料払込期間満了時積立金を一時金で受取することもできます。

II.一時金コース

- 保険料払込期間満了時積立金を一時金としてお支払いします。

2026年4月から保険事務費の水準が見直されることにより、商品改定以降は利回りが向上(注)します。

(注)共同引受の場合は、商品改定を行う保険会社の引受割合分のみが対象です。

保険加入に際しましては、**ライフプラン**や**公的保険制度**等もふまえ、**ご自身の抱えるリスク**やそれに応じた**保障の必要性**をご理解いただきご検討ください。

厚生労働省の
公的年金シミュレーターはこちら



ケ
ガ
保
険

病
気
保
険

賠
償
保
険
保
険

コ
ル
プ
ス
保
険

長
期
収
入

社
保
シ
ム
レ
ー
タ
ー

積
立
年
金
保
険

■「障がい」の表記

当パンフレット（積立年金保険部分）では、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。